別添１

冬季無災害運動実施要領

～あせらずに 余裕をもった行動で、冬季を無災害～

（平成26年度スローガン）

福井県内においては、例年、冬季における積雪・凍結等に起因して被災する労働者の割合が、冬季の死傷者全体の約２割を占めている状況にある。特に、積雪・凍結等により滑って転倒する災害が全体の約７割を占め、手足等を骨折する等の重傷災害が多く発生している。

過去３年間、12 月から２月末までの冬季において 128 人もの方が積雪・凍結等により休業４日以上の労働災害に、被災し、そのうち積雪・凍結等により転倒された方が 87 人、屋根の雪下ろし等において墜落・転落された方が 19 人、車やバイクのスリップ等による交通事故に遭われた方が 16 人といった状況にある。

特に、年末年始は、生活のリズムの変化、荷動きの増加、気象条件（積雪・凍結等）、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、各事業場、職場では、余裕をもった作業計画と災害防止のための特別な配慮が必要となる。

これらのことから、冬季の積雪・凍結等の労働災害防止及び年末年始の非定常作業等の労働災害防止運動を標記スローガンの下に積極的に展開することにより、さらなる死亡災害及び休業災害の減少を図るため、「冬季無災害運動」を実施することとする。

１ 実施期間

平成26年12月１日から平成27年２月28日まで

２ 主唱者

福井労働局、福井・敦賀・武生・大野労働基準監督署

３ 実施者

各事業者

４ 主唱者の実施事項

（１） 労働災害防止団体等に対する協力要請

（２） 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助

（３） ポスター、 ホームページ、記者発表等による広報

５ 事業者の実施事項

（１） 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明

（２） 安全の一声かけ運動、作業開始前ミーティング及び安全衛生パトロールの実施

（３） 積雪・凍結等による転倒災害防止対策の徹底（滑りにくい履き物をはく、小さな歩幅で歩く、滑り止めマットを設置する等の実施）

（４） 屋根の雪下ろし等による墜落・転落防止対策の徹底

（５） 除雪機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底

（６） 交通労働災害防止ガイドラインに基づく、冬季の交通労働災害防止対策の推進

（７） 非定常作業における労働災害防止対策の徹底

（８） ４Ｓ活動(職場の整理・整頓・清掃・ 清潔)、指差し呼称、ＫＹ(危険予知）活動、等安全活動の実施

（９） リスクアセスメントの導入

(10) 火気の点検、確認等火気管理の徹底

(11) 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の安全対策

(12) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施